VI 関係条例·規則等

長野市国民健康保険条例

昭和43年3月27日長野市条例第27号

改正

昭和43年6月13日条例第39号 昭和44年6月14日条例第37号 昭和45年4月1日条例第12号 昭和45年10月1日条例第52号 昭和46年5月31日条例第39号 昭和47年5月13日条例第50号 昭和47年12月27日条例第78号 昭和49年4月1日条例第27号 昭和50年4月1日条例第31号 昭和50年12月23日条例第59号 昭和52年3月30日条例第16号 昭和53年4月1日条例第31号 昭和54年3月31日条例第38号 昭和55年3月31日条例第28号 昭和56年4月1日条例第39号 昭和57年3月30日条例第21号 昭和57年12月25日条例第81号 昭和59年3月30日条例第22号 昭和60年3月30日条例第9号 昭和61年3月29日条例第13号 昭和61年6月27日条例第28号 昭和62年4月1日条例第36号 平成元年4月1日条例第34号 平成3年3月30日条例第16号 平成4年3月30日条例第14号 平成5年4月1日条例第25号 平成6年9月30日条例第35号 平成7年3月31日条例第32号 平成7年12月25日条例第55号 平成9年3月27日条例第11号 平成10年9月30日条例第35号 平成11年12月24日条例第52号 平成13年9月25日条例第33号 平成16年3月30日条例第15号 平成17年4月1日条例第29号 平成18年3月30日条例第38号 平成18年9月28日条例第62号 平成19年3月29日条例第22号 平成20年12月25日条例第70号 平成21年9月25日条例第36号 平成22年3月31日条例第30号

昭和44年3月29日条例第15号 昭和44年8月30日条例第56号 昭和45年5月28日条例第34号 昭和46年4月1日条例第16号 昭和47年4月1日条例第15号 昭和47年9月30日条例第68号 昭和48年3月31日条例第15号 昭和49年10月5日条例第60号 昭和50年4月23日条例第34号 昭和51年3月30日条例第22号 昭和52年6月30日条例第35号 昭和53年9月30日条例第45号 昭和54年12月22日条例第56号 昭和56年3月28日条例第20号 昭和56年6月6日条例第41号 昭和57年4月1日条例第54号 昭和58年4月1日条例第27号 昭和59年3月31日条例第49号 昭和60年12月25日条例第45号 昭和61年4月1日条例第24号 昭和62年3月30日条例第16号 昭和63年4月1日条例第21号 平成元年6月30日条例第37号 平成3年3月30日条例第24号 平成4年4月1日条例第36号 平成6年3月30日条例第12号 平成7年3月30日条例第15号 平成7年6月30日条例第43号 平成9年3月27日条例第5号 平成10年3月30日条例第20号 平成11年3月30日条例第19号 平成12年3月30日条例第13号 平成15年3月28日条例第17号 平成17年3月30日条例第13号 平成18年3月30日条例第16号 平成18年3月31日条例第43号 平成19年3月29日条例第14号 平成20年3月28日条例第10号 平成21年3月30日条例第15号 平成22年3月30日条例第12号 平成22年6月10日条例第31号 平成23年3月30日条例第8号 平成25年3月28日条例第3号 平成25年9月30日条例第30号 平成26年12月25日条例第64号 平成28年3月30日条例第16号 平成29年3月30日条例第21号 平成31年3月29日条例第21号 令和3年3月25日条例第21号 令和3年12月27日条例第12号 令和4年9月30日条例第26号 令和5年12月25日条例第46号 令和6年10月4日条例第51号 平成23年3月31日条例第17号 平成25年3月28日条例第19号 平成26年3月28日条例第28号 平成27年3月27日条例第32号 平成29年3月30日条例第11号 平成30年3月30日条例第17号 令和2年10月5日条例第33号 令和2年10月5日条例第13号 令和4年3月30日条例第14号 令和5年3月26日条例第26号 令和6年3月26日条例第26号 令和7年3月31日条例第17号 長野市国民健康保険条例

目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 国民健康保険運営協議会(第2条・第3条)
- 第3章 被保険者(第4条・第5条)
- 第4章 保険給付(第6条—第9条)
- 第5章 保健事業 (第10条・第11条)
- 第6章 保険料(第12条—第29条)
- 第7章 雑則 (第30条・第31条)
- 第8章 罰則(第32条—第35条)

附則

第1章 総則

(市が行う国民健康保険の事務)

第1条 市が行う国民健康保険の事務については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めると ころによる。

第2章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

- 第2条 長野市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。
 - (1) 被保険者を代表する委員 6人
 - (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 6人
 - (3) 公益を代表する委員 6人
 - (4) 被用者保険等保険者を代表する委員 3人
- 第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

第3章 被保険者

第4条 削除

(被保険者としない者)

第5条 児童福祉法(昭和22年法律第164号)の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模 住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童で、民法(明治29年法律第89号)の 規定による扶養義務者のないものは、被保険者としない。

第4章 保険給付

第6条 削除

(結核精神給付金)

- 第6条の2 被保険者が感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第37条の2第1項に規定する医療又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第58条第1項に規定する自立支援医療(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条第1項に規定する精神障害者に係る医療に限る。)を受けたときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、結核精神給付金を支給する。
- 2 結核精神給付金の額は、前項の医療に係る一部負担金の額(高額療養費が支給される場合は、その支給額を控除した額とする。)から、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2第1項及び第39条第1項の規定により市が負担する額又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第7条、第58条第3項及び第93条の規定により長野県が負担する額を控除した額とする。
- 3 結核精神給付金は、世帯主に対し支給すべき額の限度において、第1項の医療又は自立支援医療を 受けた保険医療機関等に支払うことができる。
- 4 前項の規定による支払があつたときは、世帯主に対し結核精神給付金の支給があつたものとみなす。 (出産育児一時金)
- 第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として48万8,000円を支給する。ただし、健康保険法施行令(大正15年勅令第243号)第36条ただし書に規定する出産であると認められるときは、48万8,000円に、同条第1号に規定する保険契約に関し被保険者が追加的に必要となる費用の額を基準として、3万円を超えない範囲内で市長が定める額を加算し

た額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法(大正11年法律第70号)、船員保険法(昭和14年法律第73号)、国家公務員共済組合法(昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。)又は地方公務員等共済組合法(昭和37年法律第152号)の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

- 第8条 被保険者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対し、葬祭費として5万円を支給する。
- 2 前項の規定にかかわらず、葬祭費の支給は、同一の死亡につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号。以下「高齢者医療確保法」という。)の規定によつて、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。
- 第9条 削除

第5章 保健事業

(保健事業)

- 第10条 市は、国民健康保険法(昭和33年法律第192号。以下「法」という。)第72条の5に規定する特定健康診査等を行うものとするほか、これらの事業以外の事業であつて、保険給付又は被保険者の健康の保持増進のため次に掲げる事業を行う。
 - (1) 診療所の設置及び運営
 - (2) 健康教育
 - (3) 健康診查
 - (4) その他保険給付又は被保険者の健康の保持増進のために必要な事業
- 第11条 前条に定めるもののほか、保健事業に関して必要な事項は別に定める。

第6章 保険料

(保険料の賦課)

- 第12条 保険料は、被保険者の属する世帯の世帯主(以下「世帯主」という。)から徴収する。 (保険料の賦課額)
- 第12条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。

(基礎賦課総額)

- 第12条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により基礎 賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1 号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養 費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額
 - イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の 国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(県の国民 健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等 (以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以 下「病床転換支援金等」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金 (以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額
 - ウ 法第81条の2第5項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額
 - エ 法第81条の2第10項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額
 - オ 保健事業に要する費用の額
 - カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の

- 額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)を除く。)
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法第74条の規定による補助金の額
 - イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額
 - ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額
 - エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の ための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定によ る繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額)

- 第13条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び 被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。 (基礎賦課額の所得割額の算定)
- 第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25 年法律第226号) 第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分し て計算される所得の金額(同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額 (同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同 法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定す る長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、 第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の 3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規 定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、地方税法附則第35条第5項に規定す る短期譲渡所得の金額(租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の 2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定 の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額)、 地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3 第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規定す る上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しく は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に規定する 先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その 適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭 和37年法律第144号) 第8条第2項(同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。 第22条第1項第1号において同じ。) に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項(同法第12 条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。) に規定する特例適用 配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和 44年法律第46号。第22条において「租税条約等実施特例法」という。)第3条の2の2第10項に規定 する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において 同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所 得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」 という。) に第16条の所得割の保険料率を乗じて算定する。
- 2 前項の場合における地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額若しくは山林所得金額又は 他の所得と区分して計算される所得の金額を算定する場合においては、同法第313条第9項中雑損失に 係る部分の規定を適用しないものとする。

第15条 削除

(基礎賦課額の保険料率)

第16条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 1,000分の82
- (2) 被保険者均等割 1人につき1万7,760円
- (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき1万9,680円
 - イ 特定世帯(特定同一世帯所属者(法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) 1世帯につき9,840円
 - ウ 特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定 月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯 に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。) 1世帯につき1万4,760円
- 第16条の2から第16条の4の2まで 削除

(基礎賦課限度額)

第16条の5 第13条の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課総額)

- 第16条の5の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第22条、第22条の3及び第22条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
 - (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する 特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部 分に限る。次号において同じ。)の額
 - (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金 (国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(後期高齢者支援金等賦課額)

第16条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額とする。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第16条の5の4 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除 後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

- 第16条の5の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 1,000分の28
 - (2) 被保険者均等割 1人につき6,240円
 - (3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額 ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 1世帯につき7,560円
 - イ 特定世帯 1世帯につき3,780円
 - ウ 特定継続世帯 1世帯につき5,670円
- 第16条の5の6から第16条の5の9まで 削除

(後期高齢者支援金等賦課限度額)

- 第16条の5の10 第16条の5の3の後期高齢者支援金等賦課額は、26万円を超えることができない。 (介護納付金賦課総額)
- 第16条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第22条及び第22条の4の規定により介護納付金 賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1

- 号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。
- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額
- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額
 - ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額
 - イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(介護納付金賦課額)

第16条の7 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額は、当該世帯に属する介護納付金賦課被保険者に つき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平 等割額の合計額とする。

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第16条の8 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

- 第16条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 1,000分の26
 - (2) 被保険者均等割 1人につき8,760円
 - (3) 世帯別平等割 1世帯につき7,080円

(介護納付金賦課限度額)

第16条の10 第16条の7の賦課額は、17万円を超えることができない。

(賦課標準額、料額等の端数計算)

- 第17条 基礎控除後の総所得金額等を計算する場合において、その額に1,000円未満の端数があるとき、 又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 2 保険料の確定金額に10円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。
- 3 保険料の確定金額を各納期に分割する場合においてその納期限ごとの分割金額に100円未満の端数金額があるときは、その端数金額はすべて最初の納期限に係る分割金額に合算する。

(賦課期日及び普通徴収に係る保険料の納期)

- 第18条 賦課期日は、4月1日とする。
- 2 普通徴収に係る保険料の納期は、10期とし、6月以降毎月16日から末日までとする。ただし、12月分については16日から28日までとする。
- 3 第20条の規定により保険料額の算定を行つたときは、普通徴収に係る保険料の納期を定め、これを 通知しなければならない。
- 4 市長は、特別の事情がある場合において、前各項の納期により難いと認められるときは、当該規定 にかかわらず、別に納期を定めることができる。

(納期前の納付)

第19条 納付義務者は、納額通知書に記載された納付額のうち、到来した納期に係る納付額に相当する 保険料を納付しようとする場合においては、当該納期の後の納期に係る納付額に相当する金額の保険 料を併せて納付することができる。

(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)

第20条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し、若しくは一世帯に属する被保険者数が増加若しくは減少した場合又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の5の3の額(被保険者数が増加若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。)又は特例対象被保険者等となつた場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第16条の7の額又は第22条第1項各号(同

条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の3第1項(同条第2項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第3項第1号(同条第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額、第22条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生し、若しくは被保険者数が増加若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は一世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条若しくは第16条の5の3の額若しくは第16条の7の額又は第22条第1項各号に定める額、第22条の3第1項に定める第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第22条の3第3項第1号に定める額、第22条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)の属する月の前月まで、月割をもつて行う。
- 3 前2項の場合における保険料の納期及び各納期において納付すべき保険料の納付額については、市 長が別に定める。

第21条 削除

(低所得者の保険料の減額)

- 第22条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の 基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超 える場合には、66万円)とする。
 - (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその 発生した日とする。)現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定 した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額に ついては、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、所得税法(昭和40年法律第33 号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額並びに他の所 得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る 配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その 適用後の金額)、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則 第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金 額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の 3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の2の2第5項に規 定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項 若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第35条の4第4項に 規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合 には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関 する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、 租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定 する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。) の算定についても同様とする。以下 同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法 第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定 同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前 年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について 同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額 が55万円を超える者に限る。)をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所 得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第

3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。)をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額

- ア 当該年度分の基礎賦課額の1人当たり被保険者均等割額に10分の7を乗じて得た額
- イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の7を乗じて得た額
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
 - ア 当該年度分の基礎賦課額の1人当たり被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額
 - イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の5を乗じて得た額
- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額)に56万円に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額
 - ア 当該年度分の基礎賦課額の1人当たり被保険者均等割額に10分の2を乗じて得た額
 - イ 当該年度分の基礎賦課額の世帯別平等割額に10分の2を乗じて得た額
- 2 前項各号の規定によつて算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の5の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の7」と、「66万円」とあるのは「17万円」と読み替えるものとする。

(特例対象被保険者等の特例)

第22条の2 世帯主又は当該世帯主に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、」と、「ついては、同法」とあるのは「ついては、地方税法」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

- 第22条の3 第3項に掲げる場合を除き、当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率にそれぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額とする。
- 2 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「第 3項」とあるのは「第4項において準用する第3項」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支 援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の5の5」と読み替えるものとする。
- 3 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に 未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第 1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。
 - (1) 第16条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規 定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が あるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額
 - (2) 前号に掲げる額に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)
- 4 前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基 - 礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第16条」とあるのは「第16条の5の5」 - と読み替えるものとする。

(出産被保険者の保険料の減額)

- 第22条の4 第5項に掲げる場合を除き、当該年度において、世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第13条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号)第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第28条の3第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
 - (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に12分の1を乗じて得た額に、当該出産 被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 2 前項各号の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第5項に」とあるのは「第7項において準用する第5項に」と、「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の5の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項各号」とあるのは「次項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。
- 4 第1項及び第2項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第5項に」とあるのは「第8項において準用する第5項に」と、「規定する出産被保険者をいう。以下」とあるのは「規定する出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。)をいう。以下この項において」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の7」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第2項中「前項各号」とあるのは「第4項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。
- 5 当該年度において、第22条に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に 出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦 課額は、当該減額後の第13条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当 該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円)とする。
 - (1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険

料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年 度に属する月数を乗じて得た額

- (2) 当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第22条第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- 6 前項各号の規定により算定した額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の5の3」と、「66万円」とあるのは「26万円」と、前項中「前項各号」とあるのは「次項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。
- 8 第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者(介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。)が」と、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第13条」とあるのは「第16条の7」と、「66万円」とあるのは「17万円」と、第6項中「前項各号」とあるのは「第8項において準用する前項各号」と読み替えるものとする。

(保険料の額の通知)

第23条 保険料の額が定まつたときは、市長は、速やかにこれを世帯主に通知しなければならない。その額に変更があつたときも同様とする。

(保険料の督促)

- 第24条 保険料を納期限までに納めないものがあるときは、市長は納期限後20日以内に督促をしなければならない。
- 2 督促状に指定すべき期限はその発布の日から10日以内とする。ただし、特別な事情があるときはこの限りでない。

(督促手数料)

第25条 保険料の督促手数料は、督促状1通につき100円とする。ただし、市長は、やむを得ない理由があると認める場合においては、これを徴収しない。

(延滞金)

- 第26条 保険料が納期限後に納付される場合においては、当該保険料の金額(その金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。)に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については年7.3パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。ただし、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。
- 2 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。
- 3 市長は必要があると認めるときは、延滞金の減免をすることができる。 (徴収猶予)
- 第27条 市長は、保険料の納付義務者が次の各号のいずれかに該当することにより、その納付すべき保険料の全部又は一部を一時に納付することができないと認める場合においては、その申請によつてその納付することができないと認められる金額を限度として、10月(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)以内の期間を限つて徴収猶予することができる。この場合においては、その徴収猶予は分割徴収の方法によることを妨げない。
 - (1) 納付義務者がその資産について震災、風水害、落雷、火災若しくはこれに類する災害を受け、 又はその資産を盗まれたとき。
 - (2) 納付義務者若しくはその者と生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。
 - (3) 納付義務者がその事業又は業務を廃止し、又は休止したとき。
 - (4) 納付義務者がその事業又は業務について甚大な損害を受けたとき。
 - (5) 前各号に掲げる理由に類する理由があつたとき。
- 2 前項の申請をする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に徴収猶予を必要とする理由を証明すべき書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 氏名及び住所
- (2) 納期限及び保険料の額
- (3) 徴収猶予を必要とする理由

(保険料の減免)

- 第28条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち必要があると認められる者に対し、保険料を 減免することができる。
 - (1) 災害等により生活が著しく困難となつた者、又はこれに準ずると認められる者
 - (2) 次のいずれにも該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。) の属する世帯の納付義務者
 - ア 被保険者の資格を取得した日において、65歳以上である者
 - イ 被保険者の資格を取得した日の前日において、次のいずれかに該当する者(当該資格を取得した日において、高齢者医療確保法の規定による被保険者となつた者に限る。)の被扶養者であった者
 - (ア) 健康保険法の規定による被保険者。ただし、同法第3条第2項の規定による日雇特例被保 険者を除く。
 - (イ) 船員保険法の規定による被保険者
 - (ウ) 国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法に基づく共済組合の組合員
 - (エ) 私立学校教職員共済法(昭和28年法律第245号)の規定による私立学校教職員共済制度の加入者
 - (オ) 健康保険法第126条の規定により日雇特例被保険者手帳の交付を受け、その手帳に健康保険 印紙をはり付けるべき余白がなくなるに至るまでの間にある者。ただし、同法第3条第2項た だし書の規定による承認を受けて同項の規定による日雇特例被保険者とならない期間内にある 者及び同法第126条第3項の規定により当該日雇特例被保険者手帳を返納した者を除く。
 - (3) その他特別の事情があると認められる者
- 2 前項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、その事由発生の日から10日以内に、次に掲げる事項を記載した申請書に、減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 納期限及び保険料の額
 - (3) 減免を受けようとする理由
- 3 第1項の規定により保険料の減免を受けた者は、その理由が消滅した場合においては、ただちにその旨を市長に申告しなければならない。

(特例対象被保険者等に係る届出)

- 第28条の2 特例対象被保険者等の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名及び住所
 - (2) 特例対象被保険者等の氏名及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。)
 - (3) 離職年月日
 - (4) 離職理由
- 2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則(昭和50年労働省令第3号)第17 条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証又は同令第19条第3項に規定する雇用保険受給 資格通知の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

(出産被保険者に関する届出)

- 第28条の3 出産被保険者の属する世帯の世帯主は、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。
 - (1) 氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (2) 出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号
 - (3) 出産の予定日
 - (4) 単胎妊娠又は多胎妊娠の別
- 2 前項の届書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 出産の予定日を明らかにすることができる書類
- (2) 多胎妊娠の場合にあつては、その旨を明らかにすることができる書類
- (3) 出産後に前項の規定による届出を行う場合にあつては、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類
- 3 第1項の届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。
- 4 第1項の規定にかかわらず、市長が、出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができるときは、第1項の規定による届出を省略させることができる。

(保険料に関する申告)

第29条 保険料の納付義務者は、4月15日まで(保険料の賦課期日後に納付義務が発生した者は、当該納付義務が発生した日から15日以内)に、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者の前年中の所得につき地方税法第317条の2第1項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納付義務者及びその世帯に属する被保険者が同項ただし書に規定する者(同項ただし書の条例で定める者を除く。)である場合においては、この限りでない。

第7章 雑則

(準用規定)

第30条 この条例に規定するもののほか、国民健康保険料の賦課徴収については、長野市市税条例(昭和42年長野市条例第2号)の規定を準用する。

(委任)

第31条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

第8章 罰則

- 第32条 世帯主が法第9条第1項若しくは第5項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合においては、その者に対し、10万円以下の過料を科する。
- 第33条 世帯主又は世帯主であつた者が正当の理由なしに法第113条の規定により文書その他の物件の 提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せ ず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10万円以下の過料を科する。
- 第34条 偽りその他不正の行為により保険料、一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた 者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科する。
- 第35条 前3条の過料の額は、情状により市長が定める。
- 2 前3条の過料を徴収する場合において発する納額通知書に指定すべき納期限は、その発布の日から 起算して10日以上を経過した日とする。

附則

(施行期日)

- 第1条 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
- 第2条 この条例施行の日から次に掲げる条例は、廃止する。

長野市国民健康保険条例(昭和42年長野市条例第40号。以下「旧条例」という。)

- 第3条 この条例施行前の旧条例の規定に基づいて課し、または課すべきであつた徴収金については、 なお従前の例による。ただし、昭和41年度以前に賦課した保険料等に係る延滞金の徴収については、 旧条例附則第2条に掲げる条例の相当規定を適用するものとする。
- 第4条 第30条の規定に基づき準用する長野市市税条例中「市税」を「国民健康保険料」に「徴税吏員」 を「賦課徴収吏員」にそれぞれ読み替えるものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

第4条の2 給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、健康保険法第3条第6項に規定する賞与を除く。以下この条において同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなつた日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給

する。

- 2 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げるものとする。)を超えるときは、その金額とする。
- 3 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。
- 4 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者については、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けることができる給与等の額が、第2項の規定により算定される金額より少ないときは、その差額を支給する。
- 5 前項に規定する者が、新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けることができるはずであつた給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかつたときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかつた場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給する金額から控除する。
- 6 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。
- 第5条 第16条第1項の規定にかかわらず、昭和44年度にかぎり保険料率は、次のとおりとする。
 - (1) 所得割 100分の2.9
 - (2) 資産割 100分の29
 - (3) 被保険者均等割 900円
 - (4) 世帯別平等割 1,740円

ただし、長野地区(昭和41年10月16日合併以前の長野市)に住居を有する者の世帯の所得割は、本文の料率により得た当該地区の所得割賦課総額を、次の表の左欄に掲げる課税総所得金額(その世帯に属する被保険者に係る課税総所得金額の合算額。以下「課税総所得金額」という。)の段階別の合計額に同表右欄に掲げる割合を乗じた額の合計額で除した数に、同表右欄に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た数(料率)。この場合において、所得割額の算定は、同表左欄に掲げる課税総所得金額の区分による当該率を、順次乗じて計算した金額の合計額によつて課する。

	右欄	
課税総所得金額	20万円以下の金額	2 10
"	20万円をこえる金額	10 10
II .	40万円 "	15 10
II.	60万円 "	20 10

(平成18年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第5条の2 平成18年度における第12条の3の規定の適用については、同条第1号中「、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第11条の規定による改正前の法(以下「平成18年改正前国保法」という。)第52条の規定による入院時食事療養費、平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」と、「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、平成18年改正前国保法附則第17項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、「に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費」とあるのは「に係る平成18年改正前国保法第52条の規定による入院時食事療養費、平成18年改正前国保法第53条の規定による特定療養費」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、

平成18年改正前国保法附則第16項の規定による交付金その他」とする。

(平成19年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第5条の3 平成19年度における第12条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第16項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金に相当する額及び法附則第16項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る法附則第17項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第16項の規定による交付金その他」とする。

(平成22年度から平成26年度までの各年度における一般被保険者に係る基礎賦課総額の特例)

第5条の4 平成22年度から平成26年度までの各年度における第12条の3の規定の適用については、同条第1号中「保健事業に要する費用の額」とあるのは「保健事業に要する費用の額、法附則第26条第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金に相当する額及び同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金の2分の1に相当する額」と、同条第2号中「その他」とあるのは「、法附則第26条第1項の規定による交付金その他」とする。

(公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第6条 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得(以下「公的年金等所得」という。)について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けた場合における第22条第1項第1号の規定の適用については、同号中「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(」とあるのは「地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から15万円を控除した金額によるものとし、」と、「同法第313条第3項」とあるのは「地方税法第313条第3項」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

(平成18年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第6条の2 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成16年中に公的年金等所得について所得税法等の一部を改正する法律(平成16年法律第14号)第1条の規定による改正前の所得税法第35条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。以下「旧所得税法による特定公的年金等控除額」という。)の控除を受けたときにおける第22条第1項の規定の適用については、前条の規定にかかわらず、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から28万円を控除した金額)」とする。

(平成19年度における公的年金等所得に係る保険料の減額賦課の特例)

第6条の3 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第22条第1項の規定の適用については、附則第6条の規定にかかわらず、同項中「総所得金額」とあるのは、「総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から22万円を控除した金額)」とする。

(平成18年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

第6条の4 平成18年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成17年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成16年中に公的年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第14条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から13万円を控除した額)」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(平成19年度における保険料に係る所得割額の算定の特例)

第6条の5 平成19年度分の保険料の賦課に限り、世帯主又は当該世帯に属する被保険者が、平成18年中に公的年金等所得について特定公的年金等控除額の控除を受けた場合であつて、平成16年中に公的

年金等所得について旧所得税法による特定公的年金等控除額の控除を受けたときにおける第14条第1項の規定の適用については、同項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から7万円を控除した額)」と、「同条第2項」とあるのは「地方税法第314条の2第2項」とする。

(所得段階別調整割合および料率)

- 第7条 昭和48年度の所得割の保険料率に限り、第16条第1項第1号の適用については、次のとおりと する。
 - (1) 第16条第1項第1号の規定により算定した料率により得た当該地区の所得割賦課総額を次の表の左欄に掲げる賦課標準額(その世帯に属する被保険者に係る賦課標準額の合算額)の段階別の合計額に同表右欄に掲げる割合を乗じて得た額の合計額で除した数に同表右欄に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た数(料率)

この場合において、所得割額の算定は、同表左欄に掲げる賦課標準額の区分による当該率を順次乗じて計算した金額の合計額によって課する。

長野地区(昭和41年10月16日合併以前の長野市)

	左欄	右欄
賦課標準額	20万円以下の金額	10
IJ	20万円をこえる金額	10
IJ.	40万円 "	12 10
IJ	60万円 "	$\frac{15}{10}$

篠ノ井、松代、若穂、川中島、更北、七二会および信更地区(昭和41年10月16日合併以前の各市 町村)

3147	左欄	右欄
賦課標準額	20万円以下の金額	<u>6</u> 10
"	20万円をこえる金額	8 10
IJ	40万円 "	10 10
11	60万円 "	$\frac{12}{10}$

(所得段階別調整割合および料率)

- 第8条 所得割の保険料率に限り第16条第1項第1号の適用については、昭和51年度に限り次のとおりとする。
 - (1) 第16条第1項第1号の規定により算定した料率により得た所得割賦課総額を次の表の左欄に掲げる賦課標準額(その世帯に属する被保険者に係る賦課標準額の合算額)の段階別の合計額に同表右欄に掲げる割合を乗じた額の合計額で除した数に、同表右欄に掲げる割合をそれぞれ乗じて得た数(料率)この場合において、所得割の算定は、同表左欄に掲げる賦課標準額の区分による当該率を順次乗じて計算した金額の合計額によつて課する。

	左欄	右欄
賦課標準額	20万円以下の金額	7 10
"	20万円をこえる金額	10
ll II	40万円 "	10

- 第9条 第22条第1項第1号および第2号の軽減については、昭和48年度に限り、前年度分の被保険者 1人当たり均等割額に前年度の一世帯当たり平等割額に昭和47年度末の世帯数を乗じて得た額を同年 度末の被保険者の数で除して得た額を加算した額に、それぞれの軽減割合を乗じた額(1人当たり軽 減額)に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の被保険者均等割額の算定の対象とされるもの の数を乗じて得た額
- 2 第13条の規定にかかわらず昭和48年度から昭和50年度までの保険料の賦課額は、昭和47年度末日において被保険者の属する世帯について算出した昭和47年度1年分の賦課額(以下「4方式賦課額」という。)と、昭和47年度調定総額を第13条、第16条、第22条および附則第11条第1項(同条同項中「昭和48年度とあるを昭和47年度」、「昭和47年度とあるを昭和46年度」とそれぞれ読みかえるものとする。)の規定により昭和47年度末日において被保険者の属する世帯について算出した賦課額(以下「2方式賦課額」という。)との比について次の各号によつて調整した額とする。ただし、賦課額は8万円をこえることができない。
 - (1) 2方式賦課額が4方式賦課額に比較して100分の130をこえるものについては2方式賦課額から 4方式賦課額の100分の130に相当する額を差し引いた額に、第3号の調整率を乗じて得た額を、第 14条および被保険者均等割額の合算により算出した当該年度分算出賦課額から差し引いた額とする。
 - (2) 2方式賦課額が4方式賦課額に比較して100分の70より低くなるものについては4方式賦課額の100分の70に相当する額から2方式賦課額を差し引いた額に第3号の調整率を乗じて得た額を、第14条および被保険者均等割額の合算により算出した当該年度分算出賦課額に加えた額とする。
 - (3) 賦課額の調整率は次のとおりとする。

昭和48年度 100分の80

昭和49年度 100分の50

昭和50年度 100分の20

(昭和49年度保険料の特例)

第10条 第22条第1項第1号および第2号の軽減については、昭和49年度に限り、次の算式によつて算定した額とする。

第22条第1項第1号イ

第22条第1項第1号口

第22条第1項第2号イ

第22条第1項第2号口

(保険料算定の特例)

第11条 昭和59年度分の保険料に限り、第14条第1項及び第22条第1項第3号の規定の適用については、 第14条第1項中「の規定による控除をした」とあるのは「及び個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律(昭和58年法律第68号。以下「臨時特例法」という。)第2条第2項の規定により控 除すべき基礎控除額を控除した」と、第22条第1項第3号中「の規定による金額に」とあるのは「及び臨時特例法第2条第2項の規定による金額に」とする。

(延滞金の割合の特例)

- 第12条 当分の間、第26条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合(租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。)が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあつてはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合)とする。この場合において、延滞金の額の計算の過程における金額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。(不均一の保険料率)
- 第13条 豊野町、鬼無里村及び大岡村の編入の日の前日に豊野町、鬼無里村及び大岡村の区域内に住所を有する被保険者の属する世帯の世帯主であつた世帯主及び当該被保険者であつた世帯主に対する平成17年度分の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第16条、第16条の3、第16条の4及び第16条の9の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

地区	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
豊野	1,000分の50	14,880円	15,960円
鬼無里	1,000分の60	15,840円	17,880円
大岡	1,000分の68	15, 120円	16,680円

介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率

地区	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
豊野	1,000分の15	5, 520円	4,200円
鬼無里	1,000分の17	7, 200円	5,400円
大岡	1,000分の21	7,440円	5,880円

(不均一の保険料率)

第14条 豊野町、鬼無里村及び大岡村の編入の日の前日に豊野町、鬼無里村及び大岡村の区域内に住所を有する被保険者の属する世帯の世帯主であつた世帯主及び当該被保険者であつた世帯主に対する平成18年度分の一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、第16条、第16条の3、第16条の4及び第16条の9の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率

地区	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
豊野	1,000分の61	15, 480円	16, 920円
鬼無里	1,000分の66	15,960円	17,880円
大岡	1,000分の70	15,600円	17, 280円

介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率

地区	所得割	被保険者均等割	世帯別平等割
豊野	1,000分の19	6,600円	5, 280円
鬼無里	1,000分の20	7,440円	5,880円
大岡	1,000分の22	7, 560円	6, 120円

(平成22年度以降の保険料の減免の特例)

第15条 当分の間、平成22年度以降の第28条第1項第2号による保険料の減免については、同号中「該当する者(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」とあるのは、「該当する者」とする。

(不均一の保険料率)

第16条 信州新町及び中条村の編入の日の前日に信州新町又は中条村の区域内に住所を有する被保険者の属する世帯の世帯主であつた世帯主及び当該被保険者であつた世帯主に対する平成22年度分の一般

被保険者及び退職被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第16条、第16条の3、第16条の4及び第16条の4の2の規定にかかわらず、次のとおりとする。

区分		信州新町	中条
所得割	所得割 :		1,000分の65
被保険者均等割(1人)	被保険者均等割(1人につき)		14,400円
世帯別平等割(1世帯に	特定世帯及び第16条の4の	15,960円	16,560円
つき) 2第2号の世帯以外の世帯			
特定世帯及び第16条の4の		7,980円	8,280円
	2第2号の世帯		

(不均一の保険料率)

第17条 信州新町及び中条村の編入の日の前日に信州新町又は中条村の区域内に住所を有する被保険者の属する世帯の世帯主であつた世帯主及び当該被保険者であつた世帯主に対する平成23年度分の一般被保険者及び退職被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、第16条、第16条の3、第16条の4及び第16条の4の2の規定にかかわらず、次のとおりとする。

	, - 0		
区分		信州新町	中条
所得割 1		1,000分の63	1,000分の67
被保険者均等割(1人につき)		14,640円	15,000円
世帯別平等割(1世帯に特定世帯及び第16条の4の		16,920円	17, 280円
つき)	2第2号の世帯以外の世帯		
特定世帯及び第16条の4の		8,460円	8,640円
	2第2号の世帯		

附 則(昭和43年6月13日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度分の保険料から適用する。

【中略】

附 則(令和3年12月27日条例第42号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定及び次項の規定は、 令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の長野市国民健康保険条例第7条第1項の規定は、令和4年1月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 この条例(第1項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の長野市国民健康保険条例 第22条の3の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料 については、なお従前の例による。

附 則(令和4年3月30日条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(令和4年9月30日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市国民健康保険条例の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用する。

(委任)

3 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則(令和5年3月27日条例第8号)

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長野市国民健康保険条例(以下「改正後の条例」という。)第7条第1項 の規定は、令和5年4月1日以後の出産に係る出産育児一時金について適用し、同日前の出産に係る 出産育児一時金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第16条の5の10及び第22条の規定は、令和5年度以後の年度分の保険料について適用 し、令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(令和5年12月25日条例第46号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年1月1日から施行する。ただし、第6条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市国民健康保険条例第22条の4の規定は、令和5年度分の保険料のうち令和6年1月以後の期間に係るもの及び令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分の保険料のうち令和5年12月以前の期間に係るもの及び令和4年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(令和6年3月26日条例第26号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市国民健康保険条例の規定は、令和6年度以後の年度分の保険料について適用し、令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。

附 則(令和6年10月4日条例第51号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。ただし、第27条第1項の改正規定(「10月」の次に「(ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年)」を加える部分を除く。)及び第28条第1項第1号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の長野市国民健康保険条例第27条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令(令和6年政令第260号)第9条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(令和7年3月31日条例第17号)

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の長野市国民健康保険条例の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分までの保険料については、なお従前の例による。

長野市特別会計国民健康保険支払準備基金条例

昭和41年10月16日 長野市条例第43号

改正 昭和58年3月30日条例第4号

平成14年3月29日条例第9号

平成30年3月28日条例第7号

平成3年12月25日条例第45号 平成20年3月28日条例第10号

(設置)

第1条 国民健康保険事業の健全な運営を図るため、長野市特別会計国民健康保険支払準備基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、長野市国民健康保険特別会計の決算剰余金の範囲内の額とする。 ただし、基金の額が保険給付に要した費用の額の前3年度の平均年額の100分の15に相当する額に達 するまでとする。

(管理)

- **第3条** 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、長野市国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、この 基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条に規定する目的のために要する経費に充当するときは、その全部又は一部を 処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるものを除くほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和58年3月30日条例第4号)

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(平成3年12月25日条例第45号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年3月29日条例第9号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成20年3月28日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 当分の間、この条例による改正後の長野市特別会計国民健康保険支払準備基金条例第2条の規定 の適用については、同条ただし書中「保険給付に要した費用の額」とあるのは、「保険給付に要し た費用の額、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第7条の規定による改正 前の老人保健法(昭和57年法律第80号)の規定による拠出金の納付に要した費用の額、高齢者の医 療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)の規定による後期高齢者支援金及び後期高齢者関係 事務費拠出金の納付に要した費用の額並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付 金の納付に要した費用の額の合算額」とする。

長野市国民健康保険診療所設置条例

昭和41年10月16日 長野市条例第70号

改正 昭和42年12月23日条例第91号 昭和46年4月1日条例第34号 昭和49年10月5日条例第61号 昭和56年6月25日条例第45号 昭和57年3月30日条例第22号 平成16年12月28日条例第93号 平成20年12月25日条例第56号 平成26年3月28日条例第9号

昭和44年3月29日条例第16号昭和48年9月29日条例第52号昭和55年3月26日条例第15号昭和56年12月26日条例第60号平成16年3月30日条例第16号平成19年3月29日条例第15号平成21年12月28日条例第93号令和5年3月27日条例第16号

(設置)

- 第1条 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第82条及び地方自治法(昭和22年法律第67号)の規 定に基づき、長野市国民健康保険被保険者の療養その他の便益を図るため、診療所を設置する。 (名称及び位置)
- 第2条 診療所の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
長野市国民健康保険信里診療所	長野市篠ノ井有旅1192番地1
長野市国民健康保険信更診療所	長野市信更町氷ノ田2915番地1
長野市国民健康保険戸隠診療所	長野市戸隠豊岡1554番地
長野市国民健康保険鬼無里診療所	長野市鬼無里日影2750番地1
長野市国民健康保険大岡診療所	長野市大岡乙287番地
長野市国民健康保険中条診療所	長野市中条2626番地
長野市国民健康保険鬼無里歯科診療所	長野市鬼無里218番地
長野市国民健康保険大岡歯科診療所	長野市大岡甲4438番地1

(委任)

- 第3条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則
 - この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和42年12月23日条例第91号)

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和44年3月29日条例第16号)
- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和46年4月1日条例第34号)

- この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
 - 附 則 (昭和48年9月29日条例第52号)
- この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年10月5日条例第61号)

- この条例は、公布の日から施行する。
 - 附 則(昭和55年3月26日条例第15号)
- この条例は、昭和55年4月1日から施行する。 附 則 (昭和56年6月25日条例第45号)
- この条例は、昭和56年7月1日から施行する。
 - 附 則(昭和56年12月26日条例第60号)
- この条例は、昭和57年1月1日から施行する。

附 則(昭和57年3月30日条例第22号)

- この条例は、昭和57年3月31日から施行する。
 - 附 則(平成16年3月30日条例第16号)
- この条例は、平成16年4月1日から施行する。 附 則 (平成16年12月28日条例第93号)
- この条例は、平成17年1月1日から施行する。 附 則 (平成19年3月29日条例第15号)
- この条例は、平成19年4月1日から施行する。 附 則 (平成20年12月25日条例第56号抄) (施行期日)
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。 附 則 (平成21年12月28日条例第93号)
 - この条例は、平成22年1月1日から施行する。 附 則 (平成26年3月28日条例第9号)
 - この条例は、平成26年4月1日から施行する。 **附 則**(令和5年3月27日条例第16号)
 - この条例は、公布の日から施行する。

長野市国民健康保険診療所設置条例施行規則

平成16年12月28日 長野市規則第103号

改正 平成17年5月30日規則第22号 平成20年12月25日規則第39号 平成23年2月15日規則第4号

平成23年2月15日規則第4号平成26年3月28日規則第2号令和4年2月10日規則第5号

平成19年3月29日規則第10号 平成21年12月28日規則第51号 平成24年11月30日規則第36号 平成31年3月29日規則第13号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市国民健康保険診療所設置条例(昭和41年長野市条例第70号。以下「条例」という。)の規定に基づき、長野市国民健康保険診療所(以下「診療所」という。)の管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 診療所に、診療所長その他必要な職員を置く。

(所掌業務)

- 第3条 診療所の業務は、次のとおりとする。ただし、医科については第1号から第3号まで及び第6号、歯科については第4号から第6号までとする。
 - (1) 診療及び検診に関すること。
 - (2) 健康診断及び療養の指導に関すること。
 - (3) 保健衛生の向上に関すること。
 - (4) 歯科の診療及び検診に関すること。
 - (5) 歯科衛生の向上に関すること。
 - (6) その他市長が必要と認めること。

(診療科目、診療日及び診療時間)

第4条 診療所の診療科目、診療日及び外来診療時間は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することがある。

区分	診療科目	診療日	外来診療時間
長野市国民健康保険	内科	火曜日・木曜日	午後2時~午後4時
信里診療所	小児科		
	歯科	木曜日	午前9時30分~午後零時
			30分
長野市国民健康保険	内科	月曜日・水曜日・金曜日	午後1時30分~午後3時
信更診療所	小児科		30分
	歯科	水曜日	午後1時30分~午後5時
			30分
		金曜日	午前9時~正午
長野市国民健康保険戸隠	内科	月曜日~金曜日・第1土曜	午前8時30分~正午
診療所	小児科	日・第3土曜日	
	歯科	火曜日・金曜日	午前8時30分~正午
長野市国民健康保険鬼無	内科	月曜日・金曜日	午前9時~午後1時
里診療所	小児科	火曜日	午前8時30分~正午
			午後2時~午後5時
		水曜日	午前8時30分~正午
		第2土曜日・第4土曜日	午前9時~正午

長野市国民健康保険大岡	内科	月曜日・火曜日・金曜日	午前9時~正午
診療所	小児科		午後4時~午後5時
	外科	水曜日	午前9時~正午
	麻酔科	木曜日	午前9時~正午
			午後4時~午後5時
			午後5時~午後7時(第
			3木曜日に限る。)
長野市国民健康保険中条	内科	月曜日~金曜日・第1土曜	午前8時30分~午後零時
診療所	麻酔科	日・第3土曜日・第5土曜日	30分
長野市国民健康保険鬼無	歯科	火曜日・金曜日	午後2時~午後6時
里歯科診療所			
長野市国民健康保険大岡	歯科	月曜日・水曜日	午前9時30分~午後零時
歯科診療所			30分
			午後2時~午後6時
		土曜日	午前9時30分~正午
			午後1時~午後5時

2 往診は、診療上必要があると認められる場合に行う。 (休診日)

- 第5条 前条の診療日が次の各号に掲げる日に該当するときは、休診とする。ただし、市長が特に必要 と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休診することがある。
 - (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日

(職務)

- 第6条 診療所長は、診療所を管理し、職員を指導して第3条に規定する診療を掌る。 (診療を受ける者の義務)
- 第7条 診療所の診療を受ける者又はこれらの関係者は、診療所長の指示に従わなければならない。 (補則)
- 第8条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この規則は、平成17年1月1日から施行する。
 - 附 則(平成17年5月30日規則第22号)
- この規則は、公布の日から施行する。
 - 附 則 (平成19年3月29日規則第10号)
- この規則は、平成19年4月1日から施行する。
 - 附 則 (平成20年12月25日規則第39号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
 - (長野市診療所設置条例施行規則の廃止)
- 2 長野市診療所設置条例施行規則(平成16年長野市規則第104号)は、廃止する。

附 則(平成21年12月28日規則第51号)

- この規則は、平成22年1月1日から施行する。
 - 附 則 (平成23年2月15日規則第4号)
- この規則は、平成23年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成24年11月30日規則第36号)
- この規則は、平成25年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成26年3月28日規則第2号)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年2月28日規則第3号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 (平成31年3月29日規則第13号) この規則は、平成31年4月1日から施行する。 附 則 (令和4年2月10日規則第5号) この規則は、令和4年4月1日から施行する。

長野市国民健康保険診療所使用料手数料条例

昭和42年3月31日 長野市条例第41号

改正 昭和45年4月1日条例第13号 昭和54年3月30日条例第23号 平成8年3月28日条例第13号 平成14年12月27日条例第46号 平成20年3月28日条例第10号

平成26年3月28日条例第7号

昭和51年3月30日条例第23号昭和59年3月30日条例第23号平成12年12月25日条例第55号平成16年12月28日条例第94号平成20年12月25日条例第56号平成31年3月29日条例第10号

(趣旨)

第1条 この条例は、長野市国民健康保険診療所の使用料及び手数料(以下「使用料等」という。)に 関し必要な事項を定めるものとする。

(使用料等の額)

第2条 使用料等の額は、健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣 の定める療養の給付に要する費用の額の算定方法、高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律 第80号)第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定して得た額又は指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年 厚生省告示第19号)別表指定居宅サービス介護給付費単位数表により算定して得た額とするほか、別表のとおりとする。

(使用料等の納付及び減免)

- 第3条 使用料等は、その都度納付しなければならない。
- 2 市長は、特別な理由があると認めるときは、使用料等を減免することができる。 (委任)
- 第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- 1 この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 2 この条例施行の日から次に掲げる条例は、廃止する。
 - 旧長野市国民健康保険診療所使用料条例(昭和32年条例第17号)
 - 旧若穂町国民健康保険診療所使用料条例(昭和34年条例第19号)
 - 旧信更村国民健康保険診療所手数料徴収条例(昭和35年条例第7号)

附 則(昭和45年4月1日条例第13号)

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年3月30日条例第23号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年3月30日条例第23号)

この条例は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和59年3月30日条例第23号)

この条例は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則(平成8年3月28日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中別表の改正規定は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日条例第55号)

この条例は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成14年12月27日条例第46号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年12月28日条例第94号)

この条例は、平成17年1月1日から施行する。 附 則 (平成20年3月28日条例第10号抄) (施行期日)

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。附 則(平成20年12月25日条例第56号抄)(施行期日)
- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。附 則(平成26年3月28日条例第7号抄)(施行期日)
- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 8 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は上下水道事業管理者が別に定める。

附 則 (平成31年3月29日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

12 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、市長又は上下水道事業管理者が別に定める。

別表 (第2条関係)

区分	単位	金額	備考
死亡診断書	1通	3,130円	1 通を増すごとに1,560
			円を加算する。
死体検案書	1通	5,230円	1 通を増すごとに2,610
			円を加算する。
生命保険用診断書	1通	4, 180円	
身体障害者手帳交付用診断書	1通	2,080円	
国民年金等障害認定用診断書	1通	3,130円	
自動車損害賠償責任保険用診断書	1通	4,180円	診療報酬明細書の証明を
			含む。
健康診断書	1通	1,560円	
その他診断書	1通	1,560円	
その他証明書	1通	1,030円	
福祉医療費医療機関手数料	1件	195円	
介護保険主治医意見書作成料	1通	5, 500円	在宅新規
		4,400円	施設新規
		4,400円	在宅継続
		3,300円	施設継続
その他医療、施設等を利用する場合		市長がその都度定	
		める金額	

長野市国民健康保険運営協議会規則

昭和43年7月1日 長野市規則第25号

改正 昭和60年12月25日規則第29号 平成6年9月30日規則第27号 平成元年4月1日規則第25号 平成13年8月30日規則第14号

(趣旨)

第1条 この規則は、長野市国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の運営について国民健康保険法(昭和33年法律第192号)及び同法施行令(昭和33年政令第362号。以下「施行令」という。)並びに長野市国民健康保険条例(昭和43年長野市条例第27号。以下「条例」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(委員の委嘱)

第2条 委員は、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

- **第3条** 協議会に、会長及び副会長各1人を置き、公益を代表する委員のうちから協議会において選出する。
- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、その職務を代理する。

(協議会)

- 第4条 協議会は、次の各号に掲げる場合に、会長が招集し、会長が会議の議長となる。
 - (1) 市長から協議会に諮問があつた場合
 - (2) 委員3人以上の者から会議に付議すべき事件を示して会議の招集の請求があつた場合
 - (3) その他会長が必要と認める場合
- 第5条 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 第6条 会長は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

(補 則)

第7条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附則

- この規則は、公布の日から施行し、昭和43年4月1日から適用する。
- 2 長野市国民健康保険運営協議会規則(昭和42年長野市規則第20号)は、廃止する。

附 則(昭和60年12月25日規則第29号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年4月1日規則第25号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成6年9月30日規則第27号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成13年8月30日規則第14号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に従前の長野市国民健康保険運営協議会の委員である者は、この規則の施行の日に、改正後の長野市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定により、長野市国民健康保険運営協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同日における従前の長野市国民健康保険運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

長野市国民健康保険一部負担金の減免及び徴収猶予に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、国民健康保険法(昭和33年法律第 192号。以下「法」という。)第44条の規定による 一部負担金(高額療養費に該当する場合は自己負担額をいう。以下同じ。)の減額、免除(以下「減免」 という。)及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

- **第2** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 実収入月額 生活保護法(昭和25年法律第 144号)の規定による保護の要否判定に用いられる収入 認定額をいう。
 - (2) 基準生活費 生活保護法による保護の基準 (昭和38年厚生省告示第 155号) に規定する基準生活費をいう。

(減免及び徴収猶予の対象)

- 第3 市長は、法第44条第1項に規定する特別の理由がある被保険者で、一部負担金の支払義務を負うが その生活が一時的に著しく困難となり、利用し得る資産及び能力の活用を図ったにもかかわらず、一部 負担金の支払が困難となった場合に、一部負担金の減免及び徴収猶予を行うものとする。
- 2 減免及び徴収猶予の必要があると認める事由、減免割合その他の基準は、別表のとおりとする。
- 3 第1項において資産及び能力の活用を図った場合とは、次に該当するものをいう。この場合において、 同一の住居に居住し、生計を一にしている者は、原則として同一の世帯員として認定する。なお、住居 を一にしていない場合であっても、同一世帯として認定することが適当であるときは、同様に認定する ものとする。
 - (1) 当該世帯に保有されている資産の全てが、生活又は営業上の必需財産であること。
 - (2) 当該世帯員のうち労働能力を有する者は、全て働いていること。ただし、その者が働いていないことに真にやむを得ない事情があるときは、この限りでない。

(申 出)

- **第4** 一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、あらかじめ市長に、国民健康保険一部負担金減額(免除、徴収猶予)申出書(様式第1号)に必要事項を記載し申し出するものとする。ただし、急患その他緊急やむを得ない特別な理由がある場合は、当該申出書を提出することができるに至った後直ちにこれを提出しなければならない。
- 2 市長は、減免又は徴収猶予申出書を受理したときは、速やかにその申出書記載事項及び次の事項の確認をするものとする。
 - (1) 世帯の収入状況
 - (2) 預貯金の有無及び金額
 - (3) 居住用以外の資産の有無及び所有目的
 - (4) その他必要と認める事項
- 3 一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けようとする被保険者の属する世帯の世帯主は、過去の相当期間に国民健康保険料の著しい未納、滞納がない者でなければならない。

(審 査)

- **第5** 第4に規定する申出書及び第4第2項に規定する証明書類を受理したときは、その内容が真実と相違ないかどうかを調査し、必要があると認めるときは、法第 113条の規定により、世帯主に対し文書その他の物件の提出若しくは提示を命じ、又は当該職員に質問させるものとする。
- 2 前項の調査において、当該世帯主が非協力的又は消極的であり、事実の確認が困難である場合は、申出を却下するものとする。
- 3 第1項の規定による調査の結果、生活保護法の適用が認められるときは、生活保護を受けるよう指導 するものとする。

(減免及び徴収猶予の期間)

- 第6 第4の規定による申出は、法第44条第1項に規定する特別の理由の発生した日から1年以内とする。
- 2 減免及び徴収猶予の期間は、同一の疾病又は負傷につき同一の保険医療機関又は保険薬局におけるも

のとし、申出のあった日を含めて減免は3月、徴収猶予は6月を限度として行うものとする。

(減免又は徴収猶予の決定及び通知)

第7 市長は、第4に規定する申出書を受理したときは、速やかに審査し、承認又は不承認の結果を通知するものとする。

(証明書の交付)

- 第8 市長は、一部負担金の減免又は徴収猶予の決定をしたときは、国民健康保険一部負担金減額(免除、 徴収猶予)承認・不承認決定通知書(様式第2号)の他に次の区分による証明書(様式第3号)を発行 するものとする。
 - (1) 一部負担金を減額したときは、国民健康保険一部負担金減額証明書
 - (2) 一部負担金を免除したときは、国民健康保険一部負担金免除証明書
 - (3) 一部負担金を徴収猶予したときは、国民健康保険一部負担金徴収猶予証明書
- 2 証明書の交付を受けた被保険者が、保険医療機関等において療養の給付を受けようとするときは、被保険者証に添えて当該証明書を提出しなければならない。
- 3 第1項の証明書は、特別の場合を除き、1月ごとに作成するものとする。

(減免及び徴収猶予の取消し)

- **第9** 一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を受けた被保険者が、その後資力の回復その他の理由により 事情が変更したため、減免及び徴収猶予を受ける理由がなくなったときは、直ちに、その旨を市長に届 け出なければならない。
- 2 市長は、偽りの申出その他の不正行為により減免又は徴収猶予の措置を受けた被保険者がある場合に おいて、これを発見したときは、直ちに当該一部負担金の減免又は徴収猶予の措置を取り消すものとす る。

附則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

別表 (第3関係)

別表(第3関係) 減免等事由	減免等対象	減免等割合	
1 震災、風水 震災、風水 大災、 大災、 大災、 大災、 大災、 大災、 大災、 大災、	(1) 災害により、一部負担金支払義務者が死亡した場合で、かつ、当該支払義務を承継すべき相続人において、一部負担金の支払が著しく困難と認められるとき。 (2) 災害により、一部負担金支払義務者が障害者となった場合で、一部負担金の支払が著しく困難	免除	
	と認められるとき。 (3) 災害により、一部負担金支払義務者の所有に 係る住宅又は家財につき、損害を受けた金額(保 険金、損害賠償等に補填されるべき金額を控除し た額)がその住宅又は家財の価格の10分の3以上 である場合で、前年中の地方税法第292条第1項 第13号に規定する合計所得金額(以下「合計所得 金額」という。)の合算額(その世帯に属する被 保険者(擬制世帯主を含む。)のそれぞれの合計 所得金額の合算額)が1,000万円以下で一部負担 金の支払が著しく困難と認められるとき、次の区 分により一部負担金の支払を減免し、又は徴収猶 予する。	実収入月額が 基準生活費の 110%未満 実収入月額が 基準生活費の 110%以上120%未満 免除 3分の2	
	(4)災害により、農作物等の減収による損失額の合計額(農作物の減収価格から農業災害補償法(昭和22年法律第 185号)によって支払われるべき農作物共済金を控除した額)が、平年における当該農作物による収入額の合計額の10分の4以上で、かつ、農業収入の10分の3以上である被保険者のいる国民健康保険加入世帯で、前年中の農業所得金額の合算額(その世帯に属する被保険者(擬制世帯主を含む。)のそれぞれの合計所得金額の合算額が600万円以下である世帯(当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が240万円を超える世帯を除く。)に対し一部負担金の支払が困難と認められるとき、次の区分により一部負担金の支払担産があるときは、10円未満を切り捨てるものとする。	基準生活費の 120%以上130%未満	
2 失業、事業の休廃止 等により、著しく所 得の減少があった者	(5) 災害により、市長が必要であると認める者 次の(1)、(2)及び(3)全てに該当する場合 (1)失業とは、離職理由が倒産、解雇、会社の勧 奨による場合とし、自己都合による離職等を除 く。事業の休廃止とは、客観的な諸事情から判断しやむを得ない事情で休廃止し、事業が存続でもいような状態をいい、単なる事業不振によるものを除く。(2)前年中の世帯の合計所得金額(世帯全員で四世帯で、当該年中(1月~12月)の世帯の推定合計所得金額が前年に比して、10分の5以下の減少があった世帯。なお、合計所得金額を推計するに下の計算金額が前年に比して、10分の5以下の減少があった世帯。なお、合計所得金額を推計するに下の非正、を計算金額を推計するに、雇用保険の失業給付金、遺族年金、造をする。また、非課税所得金額は、収入金額を所得金額とみなす。(3)利用しうる資産及び能力の活用を図り、なお一部負担金の支払が困難と認められる場合	同上	